

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

☐ 新築されたもの

☐ 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

☐ 新築されたもの

☐ 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

☐ 新築されたもの

☐ 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）

☐ (A)第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

☐ (A)以外

の規定に基づき、下記の家屋

平成・令和

年

月

日

(ハ) ☐ 新築

(ニ) ☐ 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	滝川市
申請者の氏名	
家屋の所在地	滝川市
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合)	☐ 売買 ☐ 競落

令和

年

月

日

滝川市長

前田 康吉